

「新型コロナウイルス感染防止対策」

～運転免許証の更新期間の末日が令和3年12月28日までの方へ～

新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の更新手続きが困難な方で、有効期間の末日が令和3年12月28日までの方につきましては、有効期間の末日までに申請があれば免許が引き続き有効なものとなるよう運転及び更新可能期間を3か月間延長することができます。

なお、運転免許センターや警察署等の窓口での申請のほかに、代理人及び郵送等の方法によっても行うことができます。

代理人による申請

【必要な書類】

- 延長する方の免許証
- 更新手続き開始申請書
 - ・ 窓口で記載していただきます。
 - ・ ホームページからもダウンロードできます。
- 委任状
(記載例のとおり)
- 代理人の方の身分確認書類
(運転免許証等)

※【委任状】

委 任 状	
私、□□ □□ は、代理人 △△ △△ に 運転免許証の更新に係る手続を行うことを委任し ます。	
令和○○年○○月○○日	
□□ □□ 印	

※【更新手続き開始申請書】

更新手続き開始申請書	
年 月 日	
秋田県公安委員会 期	
氏 名	姓 名
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
免許証有効期間の末日	年 月 日
<small>備考 本枠の枠内を記載して下さい。</small>	
電話番号	
「免許証の写し」	

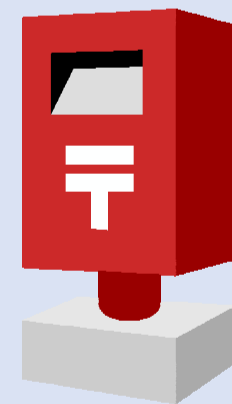
郵送等による申請

【必要な書類】

- 更新手続き開始申請書
 - ・ ホームページからダウンロードできます。
 - ・ 運転免許センターや警察署でも配布しています。
- 運転免許証のコピー（表・裏）
- 返信用封筒
 - ・ 宛先が記載されたもの。
 - ・ 定型簡易書留料金分の切手が貼付されたもの。
(25グラムで404円分の切手が必要となります。)

～～ 郵送時の宛先 ～～

〒010-1607
秋田市新屋南浜町12-1
秋田県警察運転免許センター
管理第一係 宛



注意事項

- 運転免許証の有効期間を3か月延長し更新可能期間とします。
- 返信用封筒で「更新手続き中」と記載したシールを送付いたします。
- 運転免許証の有効期間を過ぎた場合、裏面にシールを貼付するまで自動車等の運転ができないので注意してください。
- シールに記載された日までに更新を行わなかった場合は失効します。

「委任状」・「更新手続開始申請書」の記載例

委任状の記載例

委 任 状

私、□□ □□ は、代理人 △△ △△ に
運転免許証の更新に係る手続を行うことを委任し
ます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

□□ □□ 印

更新手続開始申請書の記載例

更 新 手 続 開 始 申 請 書	
〇〇年 〇〇月 〇〇日	
秋 田 県 公 安 委 員 会 殿	
ふりがな	□ □ □ □
氏名	□ □ □ □
生 年 月 日	大正・昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日
免許証有効期間の末日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
備考 太枠の枠内を記載して下さい。	電話番号 △△△-△△△△-△△△△

「免許証の写し」

※ 秋田市内の警察署（秋田臨港警察署、秋田中央警察署、秋田東警察署）では、延長に関する手続を受付しておりません。
秋田市内の方は、運転免許センターで延長手続をするようお願いいたします。

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738